

○天草市下田温泉センター条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 220 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日条例第 47 号

平成 23 年 3 月 24 日条例第 10 号

平成 26 年 2 月 26 日条例第 9 号

令和元年 6 月 28 日条例第 4 号

令和 4 年 12 月 22 日条例第 35 号

(設置)

第1条 住民の健康増進及び保養意識の向上を図るとともに、下田温泉の活性化及び天草市の観光振興に資するため、下田温泉センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 下田温泉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市下田温泉センター	天草市天草町下田北 1290 番地 1

(休館日)

第3条 天草市下田温泉センター（以下「下田温泉センター」という。）の休館日は、毎月第 4 木曜日とする。ただし、公衆浴場は午後 4 時まで休館し、貸切浴室は休館しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平成 21 条例 47・旧第 5 条繰上・一部改正)

(利用時間)

第4条 下田温泉センターの利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設の利用時間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公衆浴場 午後 1 時から午後 10 時まで

(2) 公衆浴場貸切浴室 午前 9 時から午後 10 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平成 23 条例 10・全改)

(利用の許可)

第5条 下田温泉センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、下田温泉センターの管理上必要があると認めるときは、前項の利用の許可について条件を付することができる。

（平21条例47・旧第7条繰上・一部改正）

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、下田温泉センターの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その利用が下田温泉センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、下田温泉センターの管理運営上支障があるとき。

（平21条例47・旧第8条繰上・一部改正）

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第5条第2項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責任を負わない。

（平21条例47・追加）

(使用料)

第8条 下田温泉センターの使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、第5条の許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の事由があると

認めるときは、使用料を後納させることができる。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 追加)

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 全改)

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。
- (2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 2 条繰上 ・ 一部改正)

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、下田温泉センターを許可目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 3 条繰上)

(造作等の制限)

第12条 利用者は、下田温泉センターを利用するために特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 4 条繰上 ・ 一部改正)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、下田温泉センターの利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 7 条第 1 項の規定により利用許可を取り消されたとき、利用を停止されたとき、又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 6 条繰上 ・ 一部改正)

(入館の制限)

第14条 市長は、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対し入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 7 条繰上 ・ 一部改正)

(指定管理者による管理)

第15条 下田温泉センターの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により下田温泉センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 下田温泉センターの利用の許可に関する業務
- (2) 下田温泉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、下田温泉センターの管理及び運営に関する事務のうち、市長が必要があると認める業務

3 第 1 項の規定により下田温泉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第 5 条から第 7 条までの規定、第 1 2 条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の規定により下田温泉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が下田温泉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第 5 条第 1 項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第 1 項の規定により下田温泉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が下田温泉センターの管理を行うこととされた期間前に第 5 条第 1 項（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 追加、平 2 3 条例 1 0 ・ 一部改正)

(利用料金)

第16条 第 8 条の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定により下田温泉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に下田温泉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額に 1 . 3 5 を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が

あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 追加、令 4 条例 3 5 ・ 一部改正)

(利用料金の収入)

第17条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 追加)

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 追加)

(利用料金の不還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 追加)

(損害賠償)

第20条 利用者は、下田温泉センターの施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 8 条繰下)

(立入検査)

第21条 利用者は、下田温泉センターの職員が職務執行のため入場し、又は下田温泉センターの利用について指示をしたときは、これを拒むことができない。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 1 9 条繰下)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 1 条例 4 7 ・ 旧第 3 0 条繰下、平 2 3 条例 1 0 ・ 旧第 3 2 条繰上)

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由がなく利用時間が終わった後も利用を続ける者
 - (2) 第7条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは退館を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
 - (3) 第14条の規定により入館を拒み、又は退館を命じてもなお入館しようとする者又は退館しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

（平21条例47・旧第31条繰下・一部改正、平23条例10・旧第33条繰上）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の天草町下田温泉センター条例（平成17年天草町条例第24号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 3 第9条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに利用許可を受けたものに係る利用料金については、なお合併前の条例の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成21年条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の天草市下田温泉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の天草市下田温泉

センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２３年条例第１０号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２６年条例第９号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 この条例（第２条から第７条まで、第２８条から第３１条まで及び第３７条（天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。）を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第４号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

- 2 この条例（第５条、第２０条から第２２条まで、第２５条（天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。）及び第２６条の規定を除く。）による改正後の使用料及び占用料に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年条例第３５号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第 8 条、第 16 条関係）

（平 23 条例 10・全改、平 26 条例 9・令元条例 4・一部改正）

区分			使用料
温泉センター	入館料（１人１回につき）	３歳未満	無料
		３歳以上小学生未満	３２０円
		小学生	４２０円
		中学生以上	５３０円
	大休憩室		無料
	貸切浴室付休憩室（１室１時間当たり）		１，０５０円
	貸切休憩室（１室１時間当たり）		５３０円
公衆浴場	入浴料（１人１回につき）	小学生未満	無料
		小学生及び中学生	１１０円
		高校生以上	２１０円
公衆浴場貸切浴室（１室１時間当たり）			１，０５０円

（備考）

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 温泉センター入館料は、15 人以上の団体について割引することができる。
- 3 温泉センター入館料又は公衆浴場入浴料の回数券を発行する場合は、それぞれ 11 枚つづりとし、10 回分の額を徴収する。
- 4 公衆浴場貸切浴室使用料の回数券を発行する場合は、5 枚つづりとし、4 回分の額を徴収する。